

令和4年2月10日
福祉部障害者施策推進課

区内特別養護老人ホームにおける障害者の短期入所の実施について

障害者が身近な場所でサービスを受けられるよう、区内特別養護老人ホームで障害者向けの短期入所（ショートステイ）を以下のとおり実施する。

1 実施施設

- (1) 施設名 田柄特別養護老人ホーム
- (2) 所在地 東京都練馬区田柄四丁目12番10号
- (3) 定員 1名

※ 田柄特別養護老人ホームに併設する短期入所生活介護の空床を活用（指定障害福祉サービス事業所として実施）

2 運営事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人練馬区社会福祉事業団
- (2) 住所 東京都練馬区光が丘六丁目4番1号
- (3) 代表者 理事長 福島 敏彦

3 事業内容

- (1) 居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由から、介護を受けることができない障害者に対して、短期間の入所により、入浴、排せつまたは食事の介護その他の必要な支援を行う。
- (2) 利用者の希望に応じて、自宅と施設間の送迎や、レクリエーション等の日中活動を提供する。

4 開始予定日

令和4年3月1日

【案内図】

N

